

## よくある質問(FAQ)

- Q1** 提出書類一覧表の番号10『完納証明書または納税証明書(市区町村税)』について。  
完納証明書が発行される場合も、固定資産税や軽自動車税の証明書や誓約書が必要ですか。
- A1** 完納証明書が発行される場合は、完納証明書1枚のみ(※写し可)を提出してください。  
納税証明書や課税がない旨の誓約書は不要です。
- Q2** 提出書類一覧表の番号2『物品・役務提供受注資格者登録申請書』について。  
メールアドレス欄は必須ですか。また携帯電話のメールアドレスでも問題ないですか。
- A2** メールアドレス欄は必須ではありません。メールアドレスを使用していない場合は空欄で提出してください。  
携帯電話のメールアドレスでも問題ありません。※メールの受信設定をご確認ください。
- Q3** 受領確認用ハガキ(※希望者のみ)について。  
代理人(行政書士)が申請をおこなう場合、ハガキの宛先を行政書士の住所・氏名にしても問題ないですか。
- A3** 問題ありません。
- Q4** 提出書類一覧表の番号1『送付書類チェックシート』について。  
番号10の完納証明書または納税証明書(市区町村税)を、誓約書で提出する場合、チェックをしてよいですか。空欄にしておいたほうがよいですか。
- A4** チェックをしてください。
- Q5** 提出書類一覧表の番号4『経営事項調査書(取引希望営業種目)』について。  
希望する営業種目の用紙は、2枚目(役務)に該当がなくても2枚とも提出が必要ですか。
- A5** 必要です。希望の有無(記入の有無)にかかわらず、1枚目(物品)・2枚目(役務)を合わせて2枚とも提出してください。